

帝政ドイツのポーランド人政策と世襲財産

——第一次大戦前ポーゼン州の実態——

加藤房雄

一 問 題

近代ポーランド史上のいわゆる大ポーランド (Großpolen) とその地理的範囲をほぼ同じくするプロイセンのポーゼン州 (Provinz Posen) は、歴史的に、「ゲルマン対スラブ紛争の古典的舞台」⁽¹⁾を形成した地帯の一つである。それは、ヨーロッパ資本主義の帝国主義への転化期に概ね相当する一九世紀末から第一次世界大戦に至る時期についてはいうまでもなく、同時に、われわれの当面の主題である「世襲財産」Fideikommiss問題にとつてもまた、決して例外ではない。その地に存在したドイツ人の世襲財産とポーランド人の世襲財産とは、それが辿る運命の点で、コントラストの際立つ軌跡を描くものとならざるをえなかったのである。世襲財産は、「プロイセン・ポー

ランド間の苦難に満ちた複雑な隣国関係 (Nachbarschaft) 問題」⁽²⁾に独特の短からぬ影を落とす本質的要因の一つであった。

本稿は、帝政ドイツにおける「ネガティブなポーランド人政策」⁽³⁾の支柱たる土地政策の展開過程を、一九〇八年から一九一二年にかけての「土地收用政策」⁽⁴⁾Enteignungspolitikの強行に特に着眼しつつ跡づけ、あわせて、メルゼブルク (Mersburg) の『ドイツ中央文書館』Deutsches Zentralarchiv 所蔵史料⁽⁵⁾を基礎とした二系列の個別事例分析を果すことにより、第一次世界大戦期のヨーロッパ土地問題を彩る重要な一契機であった「ドイツ・ポーランド関係史と世襲財産問題」ともいうべき歴史的状況の意義を問おうとするものである。そのため以下では、次の考察の順序で検討を進める。まずはじめに、ポーゼン州における世襲財産問題の社会経済的政策的背景を明らかに

するための準備作業として、ドイツプロイセン政府の反ポーランド人的土地政策の体系を、それが遂行されてゆく過程に即して概観する(二) 第一次大戦前ポーゼン州における「土地闘争」と「土地収用法」¹⁾。続いて「ドイツ人の世襲財産が第一次大戦のなかにプロイセン国王の認可(Genehmigung)を得るまでの経路を描き(三) ドイツ軍人家族の世襲財産」²⁾、³⁾「ポーランド人貴族の広大な世襲財産がプロイセン政府により事実上没収され、国庫(Fiskus)の所有を経て最終的には「ドイツ「植民委員会」Ansielungskommissionに渡りわけて」⁴⁾悲劇的経緯の分析を前節に継続させた(四) ポーランド人マツナーの世襲財産)上⁵⁾、当該の問題全体を概括するための一つの試論を提示して本稿の検討を終える(五) 結論⁶⁾。

注

- (一) Rudolf Jaworski, *Handel und Gewerbe im Nationalitätenkampf. Studien zur Wirtschaftsgesinnung der Polen in der Provinz Posen (1871-1914)*, Göttingen 1986, S. 9.
- (二) Klaus Zernack, *Preussen-Polen-Russland. Betrachtungen am Ende des "Preussen-Jahres"*, in: Otto Büsch (Hg.), *Preussen und das Ausland*, Berlin 1982, S. 114.
- (三) *Ebenda*, S. 107; ders., *Preussen als Problem der*

osteuropäischen Geschichte, in: *Studia Historica Slavico-Germanica*, Bd. VI, 1977, S. 35.

- (四) Andreas Lawaty, *Das Ende Preussens in polnischer Sicht. Zur Kontinuität negativer Wirkungen der preussischen Geschichte auf die deutsch-polnischen Beziehungen*, Berlin · New York 1986, S. 43.

(五) 本稿が依拠した原史料は、使用順による次の四つである。¹⁾ Deutsches Zentralarchiv, Dienststelle Mersburg, Historische Abteilung (以下 DZA Mersburg, Hist. Abt. 4¹⁾ 附記) II, 2. 5. 1, Nr. 6260, Das Konstantin von Schweinichen'sche Familienfideikommiß Hilmarhof-Bachorzew (1914-1920); DZA Mersburg, Hist. Abt. II, 2. 2. 1, Nr. 31128, Schweinichen(1916); DZA Mersburg, Hist. Abt. II, 2. 2. 1, Nr. 31162, Sulkowski, fürstliche Familie (1836-1912); DZA Mersburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 6469, Die Fürst Sulkowski'sche Familienfideikommißsache (1908-1910)。以下の文書類の題名は手書本の題名(Handschrift)による。

(六) 本稿は「ポーランド史家のユーン世襲財産論」¹⁾を基として、ポーランド史にかかわる叙述に欠けるかぎり、それを逆に「ドイツ世襲財産制史研究の側からするポーランド問題の若干の素描」²⁾をなすことになり、あらかじめ断っておきたい。また、紙数の制約上、以下の注記は必要最小限にしようとするべきであった。

二 第一次大戦前ポーゼン州における「土地闘争」と「土地収用法」

1 「土地闘争」の展開

オスマルク (Otto von Bismarck) が開始した一八七〇年代の「文化闘争」⁽¹⁾ Kulturkampf の過程において、ポーランド人は、精神的には絶対に根絶されえないことを証明した。プロイセン政府の攻撃の新たな標的は、かれらからその民族的存立の物的土台を強奪することに定められる。一八八五年三月以降に敢行された、ロシア領ポーランド (Russischpolen) とガリチア (Galizien) 出身のポーランド人 (ならびにユダヤ人) 労働者の「国外追放」⁽²⁾ Ausweisung は、そうした方向における第一歩であった。そして、翌一八八六年四月二六日の「ポーゼンの植民法」⁽³⁾ 『ポーゼンと西プロイセンにおけるドイツ人植民振興法』 Gesetz betreffend die Beförderung deutscher Ansiedlungen in Posen und Westpreußen) がこれに続く。この法律は、要するに、ポーゼンと西プロイセンにおけるポーランド人貴族の大土地所有を、一億マルクの国庫金を管掌する「植民委員会」によって買い占め、それを分割地として、地代農場 (Rentengut) の形態でドイツ人農民に入植させ、ポーランド化の危険を未然

に阻止する有効な防波堤を構築しようとするものであった。ポーゼン州 Bromberg 県知事 Christoph von Tiedemann の現場感覚に富む覚え書きを下敷きにしたこの法律により、ビスマルクは、パリ旅行やモナコ・ニースでの社交生活にうつつをぬかず「コスモポリタンのポーランド人貴族」⁽⁴⁾ の貨幣需要を当てにしつつ、成功裡に、「プロイセンの最良の腿」⁽⁵⁾ たるポーゼン・西プロイセン両州の「攻撃的ドイツ化」⁽⁶⁾ を実現しようと踏んだのである。このように、「土地闘争」⁽⁷⁾ Bodenkampf におけるビスマルクの攻撃の主要な鋒先は、ポーランド社会の「兄」⁽⁸⁾ stasi bracia である貴族階級——その頂点的部分に位置する大貴族 = マグナート (Magnat) に連なる「わゆる」シュラフタ (Schlachta) 層——に向けられたのだった。

われわれは、ここで、この法律の当初の政策的意図と植民活動の実際との乖離という観点から、以下の三点を指摘しないわけにはいかない。第一に、ドイツの「植民委員会」は一八八六年にすでに計二二、〇〇〇ヘクタールのポーランド地主の所領を買い集め、これをドイツ人農民の入植地に転化することができた。そのかぎりでは、まさにビスマルクの思わくどおりに進んだと一見思われましょう。しかし、問題は、この「買い占め政策」⁽⁹⁾ の対象がポーランド人貴族だったことそれ自体のな

かにある。ただし、「土地のゲルマン化」⁽¹⁰⁾をねらったこの政策は、一九世紀の末にあってなお誤って思いこまれていた次のような想定、すなわち、シュラフタこそがポーランド社会の指導者である、したがって、ポーランド人貴族を打倒しさえすればプロイセンにとつてのポーランド問題は解決するという時代遅れの想定に基づいていたからである。しかし、シュラフタの弱体化は、ポーランド「民族運動における民主化過程」⁽¹¹⁾を必然的に伴わずにはおかなかった。すなわちこうである。プロイセン領ポーランド人社会にあっては、「文化闘争」の時代からつとに、「中産階級の自助組織」⁽¹²⁾が形成されていた。ポーランド・シュラフタは、ドイツ「植民政策」⁽¹³⁾の重圧のもとで、その「指導者権能」⁽¹⁴⁾Führungsanspruchを喪失し、こうして、ポーランド人の民族的存続を賭けた闘争の重点は、次第に農村から都市へと移動していったのである。「民族闘争」⁽¹⁵⁾Nationalitätenkampfの中心的担い手は、今や、その数をいや増し自覚を強めた「ポーランド中産階級」⁽¹⁶⁾となった。「新たにポーランド化した諸都市は、スラブ人が本当に中産階級へと興隆した唯一の場所」⁽¹⁷⁾だったのである。プロイセンの「攻撃的ドイツ化」政策は、防衛的「再ポーランド化」⁽¹⁸⁾の要求と運動を呼び覚ましたのであった。

第二に、われわれは、農業政策の分野そのものにおいても、ポーランド人の自衛組織が形成された事実を看過してはならない。ドイツの「国家的植民委員会」⁽¹⁹⁾の「内地植民」⁽²⁰⁾innere Kolonisation事業と互角以上に渡り合った「民間のポーランド人諸組織」⁽²¹⁾による「対抗分地」⁽²²⁾Gegenparzellierung活動がそれである。プロイセン政府が拠出した一億マルクの基金の機先を制する形で、一八八六年二月にはすでに、ポーゼンにおいてポーランド人協同組合の「連盟銀行」⁽²³⁾Bank Związku (Verhandelsbank)が創立されていたし、また同年十一月には、ガリチア貴族の援助活動に支えられたシュラフタの財政負担により「土地銀行」⁽²⁴⁾Bank ziemski (Landbank)が設立された。この両銀行組織は、新たに作られた「土地分割組合」⁽²⁵⁾Spółki parcelacyjne (Parzellierungsgenossenschaften)ならびに、一八七三年にすでに大土地所有者 Maximilian Jackowski が各地に設立した「農民協会」⁽²⁶⁾Kółka rolnicze (Bauernzirkel od. Bauernverein)とともに、「植民委員会」⁽²⁷⁾にたいする実効ある競争戦を展開したのである。こうして、ポーランド人の側にあっても、大土地所有の分割・細分と農民地へのその転化が活発に行なわれた。このとき、自分の所領を進んで売却ないし縮小しようとしたポーランド人地主たちは、「土地銀行」の「先買権」⁽²⁷⁾を認めるこ

とさせたのである。それは、かれらにとっては経済的問題というよりもむしろ、「民族の名譽にかかわる問題」⁽²⁸⁾ nationale Ehrensache であった。このようにして、ゲルマンとスラブとの「民族的土地闘争」⁽²⁹⁾は、一八八〇年代の半ば以降三〇年有永の永きにわたり、「土地所有をめぐる経済的遊撃戦」⁽³⁰⁾として繰り広げられたのである。この闘いのなかで、「対抗分地」を推進する「土地銀行」等のいわゆる「ポーランド人の共同組織 (Gemeinwesen)」⁽³¹⁾たる「農業の諸団体 (Organisationen)」⁽³²⁾は、プロイセン「植民委員会」の鈍重な官僚的活動を脅かして余りある、いわば「有刺鉄線を張り巡らして守備している諸組織」⁽³³⁾としての実を示したのであった。

ドイツ「植民委員会」は、当初より、どちらかといえば、ドイツ人地主 (Landinkertum) の農場売却を頼りとするほかなかった。一八八六年から一九〇六年までの二〇年間にこの委員会がドイツ人の口座に振り込んだ金額は、計二億二千万マルクに達したのたいてして、ポーランド人の口座には三千万マルクが送金されただけだった⁽³⁴⁾。また、一九〇〇年から一九一二年の間に「植民委員会」は四六二のドイツ人農場を買ったが、ポーランド人農場の購買はわずか七五にすぎなかった⁽³⁵⁾。このかぎりにおいて、同委員会は、ポーランド人を根絶する「内地植民」

推進の任を帯びながらも、その実むしろ、ドイツ・ユンカーにとつての「救済銀行」⁽³⁶⁾であり、その「財政再建用企業」⁽³⁷⁾ Sanierungsunternehmen にほかならなかった。したがって、事態の進展はまさに逆説的であった、といってよい。すなわち、プロイセンの土地政策は、いわばポーランド人の(土地の)ドイツ化ではなく、「民族闘争」と「土地闘争」が絡み合ったドラマティックな進展のなかで、逆に、ドイツ人の(土地の)ドイツ化に終わるという皮肉な結末となったのであった。

最後に、「経済領域への民族闘争の拡張」⁽³⁸⁾という、重要な意味を持つと思われる問題が指摘されなければならない。この拡張ないしは浸潤を通じて、ポーランド民族 (Polenrum) は、自史的過程におけるよりもはるかに急速に、経済的社会的解放を勝ち取るための好機を得たのである。それはとりわけ、経済力の点で圧倒的に優勢だったドイツ人およびユダヤ人の商人・企業家との厳しい競争戦で、後塵を拝することを余儀なくされてきた「ポーランド産業的中産者層 (gewerblicher Mittelstand)」⁽³⁹⁾にとつて顕著に妥当した。もとより、プロイセン領内のポーランド人が、「分割三列強」⁽⁴⁰⁾のなかで「最も近代的な」プロイセンによる「巧まざるドイツ化」⁽⁴¹⁾がもたらした物質文明のある種の恩恵を受けたことは事実である。「ドイツ市民層の

経済的パイオニアの業績⁽⁴³⁾がそれである。しかし、「文化闘争」から「土地闘争」へ至る過程で露見した「経済と民族闘争との結合」⁽⁴⁴⁾は、ドイツ人（とユダヤ人）の商人・手工業者・製造業者からポーランド人の顧客を奪うことによって、ドイツ人らの経済的利益を損ないつつ、同時に他方では、ポーランド人にとっては逆に、強力な敵手との競争を排除して、その「社会経済的興隆のための効果的な傘」⁽⁴⁵⁾となる意義を担ったのであった。

この点で、九〇年代のドイツ商品の自発的ポイコットが果たした役割は、「大ポーランドの都市の再ポーランド化」⁽⁴⁶⁾を促進したという意味において重要だった。経済と民族闘争との結びつきという帰結は、「ポーランド住民の民族的・社会的革命化」⁽⁴⁷⁾となるほかなかったのである。これもまた、プロイセンの「ドイツ化政策」⁽⁴⁸⁾がもたらした予期せざるパラドキシカルな所産の一つであった。

こうして、ビスマルクが開始した「闘争政策」⁽⁴⁸⁾ Kampfpolitik は、宰相カプリヴィ (Leo Graf von Caprivi) 期の宥和と協調の東の間のインテルメッツォを経て、一九〇〇年以降いわゆる「東部国境地帯政策」⁽⁴⁹⁾ Ostmarkenpolitik を強行したビェローロ (Bernhard Fürst von Bülow) 政権下での「植民立法の極み」⁽⁵⁰⁾ としつての「土地収用法」⁽⁵¹⁾ Enteignungsgesetz の成立（一九

〇八年）へと連なっていくことになるのである。

2 「土地収用法」の成立

ビェローロ宰相時代の反ポーランド人的「東部国境地帯政策」もやはり、ビスマルク期同様、言語と土地の両契機に即して展開された。その頂点は、二つながらに一九〇八年に訪れる。

「帝国結社法」⁽⁵²⁾ Reichsvereinsgesetz と「土地収用法」⁽⁵³⁾ がそれである。以下では、後者に対象を絞り込んで論述を進める。

世紀転換後に強行されたこうしたドイツ・プロイセン側の新たな対応を跡づけるうえで最初に取り上げられなければならない出来事は、おそらく、二つの国粋主義的圧力団体、すなわち、「全ドイツ連盟」Alldeutscher Verband と「東部国境地帯のドイツ人振興協会」Verein zur Förderung des Deutschthums in den Ostmarken の設立であろう。前者は一八九一年に創立されたが、一八九四年設立の後者は九九年に「ドイツ東部国境地帯協会」Deutscher Ostmarkenverein と改称された。この協会はまた、その設立者 Ferdinand von Hansemann・Hermann Kennemann・Heinrich von Tiedemann の姓の頭文字を取って「ハカタ」Hakata 協会あるいは「ハカティヌテン」Hakati-stan と呼び習わされた。⁽⁵³⁾ 両協会はそれぞれに、九〇年代よりすでに、「植民活動の範囲内における国の無制限の——それ故

ドイツ人所有地をも含む(筆者)——「収用権限」⁽⁵⁴⁾を要求していた。「ハカティステン」の首領Hansemannは、一九〇〇年に、より具体的に、「隣接ドイツ人入植地の伸張を妨害しているポーランド人土地所有の収用」⁽⁵⁵⁾を要求した。「オストマルケン協会」の影響力は、広範なドイツ一般市民層に行き渡ったばかりではなく、主義主張を心情的に同じくする仕方では地方行政官僚層にも深く浸透した。また、ポーゼンと西プロイセンの地方公務員の少なからぬ者が、当該の協会に実際に入会しさえしたのである。こうして、「オストマルケン」における地方官僚機構と国粋主義的圧力団体との人的融合状態が成立していった。⁽⁵⁶⁾

地方行政官庁の意志が中央政府のポーランド人政策の方向を決定し始めたのは、このような政治的雰囲気の中においてである。この点できわめて重要な役割を果たしたのは、Alfred HugenbergとFriedrich von Schwerinの二人であった。⁽⁵⁷⁾前者は、「植民委員会」の協力者であると同時に「全ドイツ連盟」の創立者の一人でもあり、後者は、一八九六—一九〇三年、西プロイセン州Thorn-Land郡の郡長⁽⁵⁸⁾を務めた「フーゲンベルク派」⁽⁵⁹⁾の人物で、「全ドイツ連盟」の有力メンバーの一人だった。かれはまた、「植民委員会」で活動した経歴も持っていた。二人は、「オストマルケン」問題にかんする上申委員ないしは専門

分野担当官としての資格で、プロイセン諸省の政策決定に深く参画した。一九〇八年の「収用法」の成立に際し、両者は、ほとんど決定的ともいえる役割を演じたのである。それは、フーゲンベルクの場合には、プロイセン大蔵省の上申委員としてであり、上級参事官たるシュヴェリーンにあっては、プロイセン内務省の専門分野担当官の権限においてであった。「収用法」成立の前年に、当時の上司である大蔵省局長 Förster に宛てて、「中央政府の指導的官庁はすべて、収用なしには前進なしというザッハリッヒな信念を共有している」⁽⁶⁰⁾と自信に満ちて書き送ったフーゲンベルクは、世紀転換直後の一九〇二年にはすでに、次のように語っていた。すなわち、今にして思えば、ドイツ人植民者を中世においてそうであったようにドイツ人自身のための法のもとに置き、ゲルマン化を潔しとしないポーランド人をこのドイツ法のもとから排除しておけば、どんなに得策であったことか。国民の同権を保証した憲法条項は「オストマルケン」には適用されなくてよい。けだし、民族の敵たるポーランド人には、憲法の同権規定は適用されえないからである、と。憲法違反を犯してまでなお収用を断行しようとするフーゲンベルクのこうした見解は、「オストマルケン協会」の陣営においても次第に市民権を得た一般常識となっていた。このよ

第1表 植民活動の実際 (1896~1904年)

	入植者数	土地面積	1人あたり平均土地面積
ドイツ人	24,969人	240,076ha	9.61ha
ポーランド人	35,486	150,524	4.24

(出典) M. Broszat, *a. a. O.*, S. 166, より作成。

うに、当該の協会は、第一次大戦前期のショヴィニスティッシュな「闘争政策」の成立と展開に大きく与かって力があつた。H. U. Wehlerによれば、それは、「後代の生活圏イデオロギーと『東方』 Ostland に向けられた大陸帝国主義 (Kontinentalimperialismus) との発展史における重要な位置を、そしてこれとともに、ナチス全体主義の生成史上の確固たる地位をも」併せ持つものだったのである。

検討の照準はここで、「土地収用法」の成立そのものに定められなければならない。第一表は、「土地闘争」の結果を表示している。一八九八年から一九〇二年までに三億五千万マルクもの官金をつぎ込んだ「植民委員会」に対抗して、ポーランド人はよく持ちこたえた。ポーランド側は、土地面積の点ではさすがに劣勢を余儀なくされたとはいえ、入植者数において一万人以上もの大差をつけることができたのである。民族的自覚に満ちた「ポーランド人共同組織」のしなやかな対応とその不屈の活動がしのばれよう。こうして一九〇六年には、一二、八〇〇ヘクタールの土地がドイツ人からポーランド人の手に移るといふドイツにとり由々しい事態となつたのである。ドイツ側の動きは急速に収用へと傾いてゆくこととなる。だが、「収用法」成立のためには保守派 (Konservativen) の賛成を取り付けることが必要⁽⁶⁴⁾だった。「農業者同盟」 Bund der Landwirte と保守派は、当初、収用にまで突き進むフーゲンベルクらの急進的要求にたいしてよそよそしい態度をとり続けてきた。それは、自らの社会的存立にかかわる「財産の不可侵性という最も保守的な原則」⁽⁶⁵⁾が、ドイツ人をも含む土地所有者の土地の収用によって根底から揺らぐことを恐れたからであった。しかし、中央政界に重きをなす保守党議員団のリーダー Heydebrand (und der Lasa, Ernst von) や「農業者同盟」ポーゼン州支部長 Endell (Ernst August) らの尽力により、「反スラブ的アクセントを伴った戦闘的ナショナルリズム」⁽⁶⁶⁾は保守派内にも徐々に浸透し、収用の対象をポーランド人所有地の

みに厳密に限るべしという条件が容れられるや、同派は、「法治国家の上つら」⁽⁶⁷⁾だけでも保とうとする旧来の原則的配慮をかなぐり捨てて、「土地収用法」に基本的に賛成する側に回ることになる。「保守派は、財産の不可侵性という最も保守的な原則さえ否定するほどにナツイオナリストイッシュになった」⁽⁶⁸⁾のだった。こうして、一九〇八年三月二〇日、「ポーランド問題におけるいわゆる収用法」⁽⁶⁹⁾が成立する。

この法律の条文については、以下の諸点のみを指摘するにとどめたい。同法の正式名称は、「西プロイセン州とポーゼン州におけるドイツ人強化措置法」⁽⁷⁰⁾ Gesetz über Maßnahmen zur Stärkung des Deutschthums in den Provinzen Westpreußen und Posen である。収用にかんする条文は、同法第一条第一三項から第二二項までに相当し、これは、あの一八八六年「植民法」への追加条項として作成された。この法律の目的は、「危殆に瀕したドイツ人の保護が、入植を手段とするドイツ人定住地の強化と整理 (Abordnung) とによる以外には不可能であると思われる地域においては、このために必要な土地を、総面積七万ヘクタールを上限として、収用により買い取ってよい権限が国に与えられる」⁽⁷¹⁾、と第一条第一三項に明確に規定されている。

ところで、従来の研究史にあっては一般に、「収用法」の反ポーランド人的「闘争例外法」⁽⁷²⁾としての側面のみが強調されてきたように思われる。そのような性格が顕著であることは事実である。ただわたしは、それとともに同時に他方で、土地政策と財政金融政策との関連において、同法第三条の重要性が指摘されなければならぬと考える。当該の条項は、ドイツ人入植地取得の資金を調達するために、大蔵大臣の権限で、国債証券 (Staatschuldverschreibung) または大蔵省証券 (Schatzanzweisung) の発行が行なわれることを認めたものである。国は、反ポーランド人的「ドイツ化政策」を継続するにあたり、広範な国民諸階層にたいする金銭上の債務を設定することまで厭いはしなかった。いや、そればかりではない。第三条はいう。すなわち、「この大蔵省証券の償還資金を、必要な額面価額の新たな大蔵省証券または国債証券の発行によって調達する権限が大蔵大臣に与えられる。大蔵省証券は何度発行されてもよい」⁽⁷³⁾、と。国策推進の資金調達のための公債発行とこの証券償還の資金調達を目的とする新規公債募集、そして、その反復継続。「収用法」第三条が想定している事態は、このように、公債発行が新たな公債発行を呼ぶ国家財政上の悪無限とでもいうべきものであった。

最後に、「収用法」成立の歴史的意義については、なお以下の二点が確認されなければならない。⁽⁷⁴⁾ 第一に、「収用法」は明らかに違憲である。それは、「私有財産の不可侵性」と「法の前の平等」に抵触する。そもそも、一八五〇年一月のプロイセン欽定憲法によれば、「公共の福祉」を理由とする収用は、国家高権のやむを得ざる合法的構成要素を成すものとされてはいた。だが、それも、国による濫用を防ぐため、時代の法治国家意識にも照応して、一八七四年に、経済的軍事的プロジェクト（おもに鉄道と練兵場の建設）に厳しく限られるべしと定式化されたのである。それ故、「収用法」が、国家の強権発動の一部を成す収用権の「国家イデオロギー的拡大」⁽⁷⁵⁾であることは否定すべくもない。他方、一八一五年三月一日の Friedrich Wilhelm 三世の布告は、プロイセン領ポーランド人臣民の財産を、「法の保護」のもとに置くことを確約していた。「収用法」は、プロイセン憲法第四条と一八一五年詔勅とによって保証されたプロイセン国人の同権・平等原則を根本から犯した。それは、「未来の国家社会主義的干渉」⁽⁷⁶⁾にとっての恰好の「モデル」⁽⁷⁷⁾を与えかねない危険性を色濃く孕ませるものだったのである。第二に、「収用法」と同法に基づく一九一二年の強制収用 (Expropriation) は、ともに、後代にたいする深刻な歴史的

刻印を残すものであった。それは、二重の意味で、「近代ドイツ史における連続性問題」⁽⁷⁸⁾とも密接にかかわっている。すなわち、一方において、一九一四年来の戦争目的政策が、東部のみならず Elisabeth-Lothringen にかんしても、その先例と原則をこの土地収用のなかに見出したとするならば、他方、ナチスの東方政策 (Ostlandpolitik) もまた、そこに、理論と実践の両面にわたる先駆けを求めることができたのである。

強制収用は、一九一二年に、四人のポーランド地主にたいして実際に敢行され、その面積は約一、七〇〇〜一、九〇〇ヘクタールに達した。⁽⁷⁹⁾ とはいうものの、それは、「世界を挙げて悪評を受け……その成績については見るべきものがなかった」⁽⁸⁰⁾。この件で、時の宰相ベートマン・ホルヴェーク (Theobald von Bethmann-Hollweg) に突きつけられたプロイセン下院の不信任決議に象徴される反対世論が、収用の徹底化を阻止したのである。しかし、重要なのは、収用の数量的規模と範囲ではなく、現代ドイツ史上に深く刻まれたその歴史的位置と意義だったことが認められなければならない。差別的な「社会的オストラキスムス (Ostracismus)」⁽⁸²⁾を強行した土地収用政策を一基軸とする帝政ドイツのポーランド人政策は、あのナチス「絶滅政策」⁽⁸³⁾ Vernichtungspolitik にとっての決して看過しえぬ「歴史

的(84)前提条件」の一つにほかならなかつたのである。(85)ドイツ人の世襲財産が認可されながら、ポーランド人マツナーの世襲財産が没収されたのは、この「土地収用法」成立後のことである。

註

- (一) ちうがだん' Martin Broszat, *Zweihundert Jahre deutsche Polenpolitik*, Neuausgabe, Frankfurt a. M. 1972, S. 134-142, 参考照。
- (二) *Ebenda*, S. 147 f. やうごん' 参考照。
- (三) Max Sering, *Die innere Kolonisation im östlichen Deutschland*, Leipzig 1893, S. 52. 「植民地」になつたのは「露邦地」 M. Broszat, *a. a. O.*, S. 148-153, 参考照にしよう。
- (四) *Ebenda*, S. 152.
- (五) Hans-Ulrich Wehler, Polenpolitik im Deutschen Kaiserreich (以下 Polenpolitik 省略) in: ders., *Krisenherde des Kaiserreichs 1871-1918*, 2. Aufl., Göttingen 1979 (以下 *Krisenherde 省略*) S. 185.
- (六) *Ebenda*, S. 190.
- (七) R. Jaworski, *a. a. O.*, S. 21, 27 f.
- (八) (九) *Ebenda*, S. 21.
- (一〇) H.-U. Wehler, *a. a. O.*, S. 190.
- (一一)(一二)(一三)(一四) R. Jaworski, *a. a. O.*, S. 21.

- (一五) H.-U. Wehler, *a. a. O.*, S. 188.
- (一六) R. Jaworski, *a. a. O.*, S. 21.
- (一七) Arthur Dix, Das Slaventum in Preussen, in: *Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik*, Bd. 70, 1898, S. 602.

(一八) Wladyslaw Rusinski, The Role of the Peasantry of Poznan (Wielkopolska) in the Formation of the non-agricultural Labor Market, in: *East European Quarterly*, Vol. III, No. 4, 1970, p. 513 (この論文は和田たけむら' 田島大孝教授の口述田静真氏の御好意による記事に感謝) ; A. Lawaty, *a. a. O.*, S. 59.

- (一九) Zbigniew Landau-Jerzy Tomaszewski, *Wirtschaftsgeschichte Polens im 19. und 20. Jahrhundert* (ins Deutsche üderragen u. herausgegeben von Berthold Puchert), Berlin 1986, S. 83.
- (二〇) M. Sering, *a. a. O.*, S. 1, *et passim*.
- (二一) M. Broszat, *a. a. O.*, S. 153.
- (二二) R. Jaworski, *a. a. O.*, S. 27.
- (二三) M. Broszat, *a. a. O.*, S. 153.
- (二四) *Ebenda*, S. 153; Ludwig Bernhard, *Das polnische Gemeinwesen im preußischen Staat. Die Polenfrage*, Leipzig 1907, S. 124 ff., *et passim*; R. Jaworski, *a. a. O.*, S. 136.
- (二五) *Ebenda*, S. 47; vgl. auch M. Broszat, *a. a. O.*, S. 153.

- (22) R. Jaworski, *a. a. O.*, S. 43, 71; siehe auch H.-U. Wehler, *a. a. O.*, S. 188; Gotthold Rhode, *Geschichte Polens*, 3. Aufl., Darmstadt 1980, S. 426; L. Bernhard, *a. a. O.*, S. 87-90, 168, 238; M. Broszat, *a. a. O.*, S. 141, 153.
- (23) *Ebenda*, S. 153.
- (24) R. Jaworski, *a. a. O.*, S. 27.
- (25) M. Broszat, *a. a. O.*, S. 153.
- (26) Werner Conze, Nationsbildung durch Trennung. Deutsche und Polen im preussischen Osten, in: Otto Pflanze (Hg.), *Innenpolitische Probleme des Bismarck-Reiches*, München · Wien 1983, S. 108.
- (27) Z. Landau · J. Tomaszewski, *a. a. O.*, S. 83.
- (28) H.-U. Wehler, *a. a. O.*, S. 192.
- (29) Vgl. *ebenda*, S. 190 f.
- (30) Vgl. Z. Landau · J. Tomaszewski, *a. a. O.*, S. 83.
- (31) H.-U. Wehler, *a. a. O.*, S. 191.
- (32) M. Broszat, *a. a. O.*, S. 154.
- (33) R. Jaworski, *a. a. O.*, S. 22.
- (34) M. Broszat, *a. a. O.*, S. 136.
- (35) *Ebenda*, S. 154.
- (36) W. Rusinski, *op. cit.*, p. 513.
- (37) M. Broszat, *a. a. O.*, S. 155.
- (38) *Ebenda*, S. 129 ff.
- (39) *Ebenda*, S. 152 ff.; H.-U. Wehler, *a. a. O.*, S. 189 ff.
- (40) Ders., Deutsch-Polnische Beziehungen im 19. und 20. Jahrhundert (Zur D.-P. Beziehungen v. 3. Aufl.) in: ders., *Krisenherde*, S. 208; W. Rusinski, *op. cit.*, p. 511, 512.
- (41) *Preussische Gesetzsammlung*, Jg. 1908 (Zur P. G. Sammlung v. 3. Aufl.) S. 29-34.
- (42) 1908年 M. Broszat, *a. a. O.*, S. 164 f. 参照。
- (43) 1908年 H.-U. Wehler, *Das Deutsche Kaiserreich 1871-1918*, Göttingen 1973, S. 92-94, 大英・肥前茶一説『ドイツ帝國』未来社 一九八三年 (以下『常用』) 『ドイツ帝國』(以下『常用』) 1908年 R. Jaworski, *a. a. O.*, S. 24, 参照。
- (44) Hans-Jürgen Puhle, *Agrarische Interessenpolitik und preussischer Konservatismus im wilhelminischen Reich 1893-1914*, 2. Aufl., Bonn-Bad Godesberg 1975, S. 257.
- (45) H.-U. Wehler, *Polenpolitik a. a. O.*, S. 194.
- (46) Vgl. M. Broszat, *a. a. O.*, S. 159.
- (47) *Ebenda*, S. 159-161, 240°
- (48) Vgl. *Grundriss zur deutschen Verwaltungsgeschichte 1815-1945*, Reihe A, Marburg · Lahn 1975 (Zur Verwaltungsgeschichte v. 3. Aufl.) Bd. 1, Ost- und

Westpreußen, S. 246 f.

- (65) H.-J. Puble, *a. a. O.*, S. 257.
- (66) M. Broszat, *a. a. O.*, S. 160.
- (67) H.-U. Wehler, *a. a. O.*, S. 194.
- (68) Vgl. *ebenda*, S. 192.
- (69) Vgl. *ebenda*, S. 194.
- (70) 鐵塚正¹⁾ H.-J. Puble, *a. a. O.*, S. 255-261, 337, 244 No°.
- (71) *Ebenda*, S. 260.
- (72) (73) *Ebenda*, S. 258.
- (74) (75) *Ebenda*, S. 260.
- (76) P. G. *Sammlung*, S. 29.
- (77) *Ebenda*, S. 30.
- (78) M. Broszat, *a. a. O.*, S. 168.
- (79) P. G. *Sammlung*, S. 33.
- (80) 鐵塚正¹⁾ H.-U. Wehler, *a. a. O.*, S. 194-196, 201 f.; ders., D.-P. Beziehungen, *a. a. O.*, S. 207-209, 244 No°.
- (81) Ders., *Polenpolitik, a. a. O.*, S. 194.
- (82) (83) *Ebenda*, S. 195.
- (84) Ders., *Kaisertreich*, S. 15, 前掲訳『プロシヤン帝国』二二一頁以下。
- (85) Vgl. ders., *Polenpolitik, a. a. O.*, S. 195; G. Rhode, *a. a. O.*, S. 423.

(80) 田辺勝正『戦後欧州における土地制度改革史論』協同会一九三五年、二一三頁以下。

(81) H.-U. Wehler, *Kaisertreich*, S. 234, 前掲訳『プロシヤン帝国』三三八頁以下参照。

(82) (83) (84) Ders., *Polenpolitik, a. a. O.*, S. 202.

(85) この意味での「ポーランド人政策とナチズム(論)」との連繫が指摘されなければならない。また「収用」の意義については、山田盛太郎『日本資本主義分析』(一九三四年)における「穀物収用緊急勅令」(一九一八年)の位置づけが想起されよう(この点別稿予定)。

三 ドイツ軍人家族の世襲財産

——Schweinichen 少佐家——

Marie von Schweinichen は、一九一一年七月七日に死去した Konstanin の未亡人である。退役陸軍少佐 (Major a. D.) だった夫は、彼女に一人の子供と巨額の財産を残して先立った。亡き夫の遺志を体した「マリー」は、一九一五年、世襲財産監督庁たる高等裁判所への設立定款 (Stiftungsurkunde) の提出を通じ、「Konstanin von Schweinichen 家の家族世襲財産 Hilarhof-Bachorzew」の設立を願ふ出¹⁾。マリーは Jarotschin 郡在地の Hilarhof-Bachorzew の、Hilar-

hofとはシュヴァイニヒェン家の居城(Schloß)の名称であり、後者はその騎士農場名だった。世襲財産の対象は、土地面積五三七・五ヘクタールのこのBachorzew農場と額面一二二万マルクにも上る有価証券類とであった。この世襲財産は、一九一六年九月二三日、大本営(Großes Hauptquartier)発給の認可証書(Genehmigungsurkunde)を受領す⁽²⁾。それは、時あたかも第一次世界大戦におけるソムム(Somme)の会戦のさなかのことであった。ドイツ・オストマルケンにあるドイツ軍人家族の世襲財産がこのソムム戦の最後に認可されたという事実は、それだけでなにほどこかを物語る象徴的な出来事だったといつてよい。本節は、すでに行なったポーゼン州の全体的状況にかんする検討を踏まえ、同時に、次節で見るポーランド人貴族の世襲財産の悲運との鮮烈な対照を念頭に置きながら、シュヴァイニヒェン家の世襲財産がWilhelm二世により認可されるまでの経緯を分析することを課題とする。

1 Jaroschin 郡の状況

最初に、ポーゼン州長官 von Eisenhart-Rothe がプロイセンの法務・農林・内務・大蔵各大臣に宛てた一九一四年一月二五日付文書⁽³⁾を基として、この世襲財産が存す Jaroschin 郡の全般的状況を概観しておきたい(第二・三・四表参照)。ド

イツ人とポーランド人との土地所有分布を見ると、前者の土地面積は領主地区域については五八・四%と優勢であるが、村においては非常に劣勢である。他方、ポーランド人の状況はこれとは逆で、全体としてはドイツ人にたいする優位を確保している。全農村的土地所有の過半(五一・七%)を占めるポーランド人は、住民数の点ではドイツ人を文字どおり圧倒した。郡人口の八二%がポーランド人だったのである。このように同郡は、住民数においても土地所有分布にかんしても、ポーランド人的要素の強い郡であった。同郡在の世襲財産に眼を転じると、ここにはポーランド人の世襲財産は全く存在せず、ドイツ人三人のそれと隣接 Koschin 郡にまたがるドイツ人世襲財産の一部が、全部で一二、四〇二ヘクタールある。これに、シュヴァイニヒェン家の分とやがて創設される予定になっている一、五一五ヘクタール規模の Cassin 家の世襲財産とを合算すると、ドイツ人の世襲財産総面積は一四、四五五ヘクタールに達することになる。これは、第四表に挙げた数値で計算すると、全農村的土地所有の二〇・六%として領主区域内私的土地所有の三四・四%に相当する。

よつ Eisenhart-Rothe はこう。当該の郡は、「圧倒的にポーランド人的な郡⁽⁴⁾」である。また、五、一八〇ヘクタール規模

第2表 民族別分布

	ドイツ人		ポーランド人		合計	
領主地域	26,722ha	58.4%	19,024ha	41.6%	45,746ha	100%
村	7,234	29.5	17,260	70.5	24,494	100
合計	33,956	48.3	36,284	51.7	70,240	100
住民数	9,236人	18.0	42,168人	82.0	51,404人	100

(出典) DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 6260, Bl. 91 f. より作成。

の広大な世襲地 (Majorat) Jarotschin の所有者 Radolin von Radolinski 侯爵は、ポーランド人家族を出自とする血統——その姓から容易に推量されよう——にもかかわらず、目下のところはドイツ人に数えられているのである

第3表 ドイツ人の世襲財産

Fürst von Radolinski	5,180.1ha
Fischer von Hollard-Gora	4,028.7
Carst-Eichenried	1,982.6
Stolberg-Wernigerode-Radenz	1,210.8
小計	12,402.2
Carst 家 Schweinichen	1,515 537.5
計	14,454.7

(出典) DZA Merseburg, a. a. O., Bl. 92, より作成。

第4表 Jarotschin 郡の土地所有

全農村的土地所有		70,240ha
内訳	領主地域	45,746
	私的土地所有	41,963
	団地土地所有	1,010
	国	2,773
	村	24,494

(出典) DZA Merseburg, a. a. O., Bl. 91, より作成。

が、はたしてこうした数え方が将来にわたって続けられてよいかどうか。この点には重大な疑念が残らざるをえない。かてて加えて、第五表から明らかなように、同郡の郡会においてはポーランド人の議席がドイツ人のそれを一つ上回るといふ由々しい事態さえ生じているのである(二二対二〇)。こうした事実を勘案すれば、同郡のドイツ人所有地がドイツ人の手許に末永く維持されることは、国策上(nationalpolitisch)の観点から見てきわめて望ましい枢要事である、といわなければならない。し

第5表 郡 会 議 席 数

	ド イ ツ 人	ポーランド人
騎士農場と投票権のある国有地	17	14
都 市	3	3
村	0	4
合 計	20	21

(出典) DZA Merseburg, a. a. O., Bl. 92, より作成。

たがって、「先祖伝来のドイツ人気質 (Gesinnung⁽⁶⁾)」を誇るシュヴァイニヒェン家の世襲財産の設立は、この点に鑑み、切に推奨されてしかるべきである。ポーゼン州長官は、この世襲財産の設立により「内地植民」が阻害されることはない、また、同郡の相当部分がすでに世襲財産化されている事実も、この設立を是認しないための農政的 (agrarpolitisch) 見地からする根拠たりえない、と述べて報告を終えている。

2 設立定款の内容

一九一五年一月一日、マリーは法律顧問官 Lasker を通じて、世襲財産の設立定款をポーゼン高等裁判所に提出する。全文約四〇ページに達するこの

長大な設立定款は、全十項から成っている。以下においては、本稿の叙述にとり最小限必要な項目に限ってその内容を検討する。

(1) 世襲財産の構成要素

この世襲財産は以下のものから成る。すなわち、五三七・五ヘクタールの騎士農場 Bachorzew (Hilfarhof 城、各種の建物と家具調度類を含む)、および、第六表に示した多額の有価証券類がそれである。後者は、シュレージエン地主金融組合銀行部 (Schlesische Landschaftliche Bank) に保管される。その使用は、所有者個人の自由裁量に任されてはならず、別項に規定する世襲財産管理委員会 (Fideikommisskuratorium) の許可を得なければならぬ。世襲財産所有者は、この管理委員会の賛成を得て、世襲財産に属する土地を売却することができるが、それは、この売上金を、絶対安全な信託投資か土地所有への投資に振り向けるためである。所有者は、農業経営に専心努力しながらも、常に、同門家族の頂点に立つ良き家長 (ein guter Hausvater) としての範を率先垂範示さなければならぬのである (傍点筆者)。

(ii) 承継順序

世襲財産の初代所有者はマリー自身である。世襲財産はマリ

第6表 有価証券類一覧表

(単位：マルク)

1.	シュレーゼン 抵当証券	(4% 利子)	100,000
2.	西プロイセン 新抵当証券	(4%)	45,000
3.	ポーゼン 抵当証券	(4%)	361,000
4.	シュレーゼン 補助金庫債券	(4%)	246,000
5.	ポーゼン 新抵当証券	(4%)	33,000
6.	地主金融組合 抵当証券	(4%)	25,000
7.	シュレーゼン 土地信用株式銀行 抵当証券	(3 ³ / ₄ %)	50,000
8.	同上	(4%)	60,000
9.	ベルリン 市債	(4%)	100,000
10.	シュレーゼン 土地信用株式銀行 抵当証券	(4%)	180,000
11.	Jarotschin 製糖工場株式		20,000
合 計			1,220,000

(注) 1. から10. までは配当金支払いの満期日順 (1915. 12. 25~1916. 4. 1) に列挙した。

(出典) DZA Merseburg, a. a. O., Bl. 71-73, より作成。

第7表 世襲財産の承継順序 (その一例)

Hans	29.	長男 34.	次男 30.	次男の 男系卑属 31.	三男 32.	三男の 男系卑属 33.
Ernst	1.	長男 2.	次男 3.	三男 4.		
Emil	5.	6.	7.	8.		
Heinrich	9.	10.	11.	12.		
Günther	13.	14.	15.	16.		
Nikolaus	17.	18.	19.	20.		
Georg-Wilhelm	21.	22.	23.	24.		
Otto	25.	26.	27.	28.		

(注) 八人とも三男を持つと想定している。この場合、長男ハンスの長男の順位は34番となる。

(出典) DZA Merseburg, a. a. O., Bl. 54-56, より作成。

の死後、次男の Ernst に帰属する。彼が母に先立って死去した場合に、⁽⁶⁾「最年長男子系統優先制」Primogenitur の規則に従って、エルンストの「男系の男子卑属」⁽⁷⁾männliche Abkömmlinge im Mannestamm が相続する。次男がこのような卑属を残さなかったときには、マリーの三男 Emil が跡を継ぎ、三男もまた母より先に死ぬという事態に立ち至ったならば、「プリモゲニトゥール」どおりに事を運ばなければならぬ。すなわち、その場合には、四男ではなく三男の男子卑属が優先する。三男がこうした卑属を一人も残さなかったときに初めて、相続権は四男の手に移る。相続順序は、以下同様の仕方
で末子の八男 Otto とその卑属にまで行きつく（第七表参照）。
そして、次男から八男までの息子達が七人とも「男系の男子卑属」を持たずにマリーよりも前にこの世を去るという事態が生じたときだけ、マリーの長男 Hans が世襲財産を相続する。しかも、このハンス以降の相続順序は、ハンスの次にその長男が来るのではなく、長男の次男、その男子卑属（それ故マリーにとっては曾孫にあたる）、長男の三男、その卑属以下同様と続き、最後の最後になってようやく、長男の長男が継承権を得るとされているのである。

では、シュヴァイニヒェン家の世襲財産相続においては、な

ぜ長男ハンスの系統が最後に回されたのか。次男エルンスト以降の系統にあつては、「長子優先相続制」⁽⁸⁾Vorrecht der Erstgeburt が採用されているだけに、この点はなおさらのこと不可解である。この問題については若干の説明を要しよう。史料から読み取られるかぎりでの真相はこうである。マリーの実家は、シュレージエンの von Korn 家で、彼女の実父は一九〇七年に死去した Heinrich von Korn 博士だった。かれは「シュレージエン新聞」の社主として地元ではその名を広く知られた人物であった。Korn 家にはどうやら跡取り息子がいなかったらしく、そこでマリーは、夫の遺産のみならず、実父のそれをも世襲財産化することにより、行く末永くその家名を世に残そうとしたものと思われる。「Heinrich von Korn 家の家族世襲財産 Hundsfeld-Sacrau-Pawelwitz」がそれである。マリーは、長男ハンスとその系統に実家の世襲財産を継がせることを希望した。長男の長男を、夫の世襲財産の相続順位における最後尾に置いたことにも、この点から見てなるほどと首肯させるものがある。マリーは、たとえハンスが天逝しても、彼女の最初の内孫が実家の世襲財産を相続することができるよう心を配ったのであった。それ故、これは、マリーの側からすればいわば「実家世襲財産」Elternhausfideikommiss と名付けられよう

る。一方、コルン家のサイドから見れば、娘のマリーが娘婿のコンスタンティーン・フォン・シュヴァイニヒェンとの間に男子をもうけるのを待って、外孫に財産を継がせた訳で、これはいわゆる「女系世襲財産」⁽⁹⁾ Frauenfideikommiss の一種であつたと目される。ただし、ハインリヒの遺言の有無にかかわらず、法的に擬制すれば、このハインリヒが当該の世襲財産の「設定者」⁽¹⁰⁾ Stifter とし、かれの「女系の親族」⁽¹¹⁾ durch Weiber Verwandte を次の相続権者に任じた、と見なすことができるからである。コルン家は、男系の途絶後、マリーを介した女系に、同家の「家名と紋章を絶やさぬ義務」⁽¹²⁾ を負わせたのだつた。シュヴァイニヒェン家の世襲財産継承順位問題には、このように、マリーの実家コルン家の影が強く差し込んでいたのであつた。

3 認可の決定

一九一六年四月一九日、所轄の監督官庁ボーゼン高裁は、プロイセン国王の認可を条件として当該の定款を承認 (Bestätigung) する。この世襲財産の年純収益は三万マルクを超えることが定款で義務づけられている訳であるから、『プロイセン一般ラント法典』(一七九四年) 第二編第四章「共同親族法」第三節「永続的家族世襲財産」⁽¹³⁾ 第五六条の規定に従つて、国王の

認可が必要とされる。法務大臣 Beseler (Maximilian von) は、同年七月六日、この世襲財産の認可と認可証書の発行をヴィルヘルム二世に上奏する。その根拠は前述の Eisenhart-Rothe の推奨論同様、ボーゼン州における「ドイチュェウムの維持・強化の推進」⁽¹⁴⁾ という一点に集約される。国王は、同年七月一日、認可を認める旨の勅書を法務大臣に送付するとともに、二か月後の九月二三日には、認可証書を発行する。それはともに、ヴィルヘルムの自筆署名を伴う大本營発給文書によつてであつた。こうして、ドイツ軍人家族の世襲財産は、第一次大戦のさなかにその設立を認められたのである。⁽¹⁵⁾

注

- (1) DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 6260, Bl. 49-76.
 (2) Vgl. ebenda, Bl. 136 f.
 (3) Ebenda, Bl. 87-90.
 (4) (5) Ebenda, Bl. 89.
 (6) (7) Ebenda, Bl. 54 ff. Primogenitur についで、山田巖『近代土地所有権の成立過程』有信堂、一九五八年、九〇-九三ページ参照。
 (8) DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 2. 1, Nr. 31128, Bl. 4. 史料は一九一六年の法務大臣文書。

(9) (10) (11) (21) Otto Gierke, Fideikommisse. I. Geschichte und Recht der Fideikommisse, in: *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, 3. Aufl., Bd. 4, Jena 1909, S. 112.

(13) *Allgemeines Landrecht für die Preussischen Staaten von 1794*, Textausgabe, Frankfurt a. M. Berlin 1970 (以下 ALR 省略) S. 412.

(14) DZA Merseburg, a. a. O., Bl. 7.

(15) ちなみに、同じポーゼン州の Schroda 郡に約四〇〇ヘクタール規模の騎士農場を持つメイセン系 Meien 家の世襲財産 Meienfelde があり、一九一三年一月一三日、設立を認められた。Vgl. DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 2. 1, Nr. 31005, Meien (1911-1913), Bl. 2-10.

四 ポーランド人マグナートの世襲財産

——Sulkowski 侯爵家——

第一次世界大戦勃発の戦雲垂れこめる一九二二年八月五日、プロイセン国王ヴィルヘルム二世は、「スウコフスキ侯爵 Fürst Sulkowski の以前の世襲財産であって、現在プロイセン国庫の所有するところとなった Reisen-Görchen 所領がポーゼンの植民委員会に譲渡されること」を認可した。ポーランド人貴族の世襲財産は、⁽¹⁾プロイセン国家の所有を経て、結局ドイツ「植民

委員会」の手に帰着したのである。本節では、前述の分析を踏まえながら、世界大戦直前期におけるドイツ資本主義・帝国主義の土地政策の本質を把握するうえで見逃しえない重要性を持つと思われるこの間の状況を明らかにしてみたい。

1 問題の所在

一九〇八年五・六月に枢密参事官 Groscurth が作成した⁽²⁾定書により、当該の家族世襲財産所領は、ポーゼン州 Lissa 郡⁽³⁾の Reisen 所領（五、五四〇・四五ヘクタール）と同州 Rawitsch 郡にある Görchen 所領（二、〇四七・五八ヘクタール）とから成っていたことが知られる。その単独所有者は、まだ成年に達しつゝなご二人の息子 Alexander と Franz を持つ Anton Sulkowski 侯爵である。合計七、五〇〇ヘクタールを超えるこの広大な領地を、Groscurth は「ポーゼン州のおそらくは最大で最も美しいポーランド人所有地」⁽⁴⁾と呼んでいるが、これは実際は、同州のポーランド人世襲財産のなかでは、Radziwill 侯爵（一五、五二四ヘクタール）、Racynski 伯爵（一三、四六二ヘクタール）の所領に次ぐ第三位の規模であり、また、ドイツ人の世襲財産も含めると上から五番目となる。ちなみに、二四、四三一ヘクタールの von Thunn und Taxis 侯爵のものが最大であり、第二位のドイツ人世襲財産たる von

Hohenzollern 侯爵の領地は一四、一六ヘクタールであつた。⁽⁵⁾ スウコフスキ侯爵家の世襲財産の創立は遠く一八世紀にさかのぼる。ポーランド共和国会(Seym)による一七七五年の一決定に基づいて、同家には、永続的「聖職叙階基金」⁽⁶⁾ Ordination を設立する権限が与えられたのである。一族の一員 August Sulkowski 侯爵は、一七八三年一月一六日の設立定款においてこの権限を行使した。長子相続(Erbsgeburt)に従わなければならぬこの「基金」の「最も本質的な構成要素」⁽⁷⁾ が、世襲財産所領 Reisen-Görchen である。先述の Anton と二人の息子は August の直系子孫にあたり、後述する Wodzicki・Potocki 両伯爵は設立者の女系親族の系統に属する。この両伯爵家には設立定款において、「世襲財産継承の第二次権」⁽⁸⁾ が与えられていた。

後代まで尾を引く複雑な相続・継承問題の発端となつたのが、設立定款第三条である。そこには次のように規定されていた。「しかし、承継のために聖職叙階された上述の全家系の子孫が、(第二次権承継者も含めて)ことごとく死に絶えてしまふ場合には、動産と不動産から成るスウコフスキ聖職叙階基金のすべては、「ポーランド」国王の裁断に基づいて即座に、所有・管理そして用益のために国民教育委員会(Nationalerziehung-

kommission)に引き渡されなければならない。また、当該基金から生じる毎年の全収入は、貴族身分の青少年の教育とかれらのためになる、しっかりした学問の養成に使われなければならない」⁽⁹⁾(傍点筆者)。「国民教育委員会」とは、ポーランドの教育制度を改革するために、旧来のイエズス会(Jesuitenorden)を廃止して、一七七三年に設立された「ヨーロッパで最初の文部省」⁽¹⁰⁾である。世襲財産設立者 August 侯は、一家断絶の際には、この「委員会」に「基金」の全財産が寄進されることを定めたのであつた。一七九三年の第二次ポーランド分割が事態を一気に紛糾させる。一八三〇年以降ポーゼン州を構成することになる、⁽¹¹⁾ ヴイスワ河(Wisla)流域とヴァルタ河(Warta)沿いの大ポーランド地方がプロイセンに割譲された結果、ポーランド「国民教育委員会」は消滅のやむなきに立ち至るのである。これにかわつて教育を管掌することになつたのが、プロイセン王国「ポーゼン州学校教育局」⁽¹²⁾ Provinzialschulkollegium zu Posen od. Königlich-provinzialschulkollegium だつた。

ここで次の問題が生じる。すなわち、設立定款第三条の諸条件が満たされるとき、「学校教育局」によつて代理されるプロイセン国⁽¹³⁾は、はたして、「教育委員会の権利承継者」として、「スウコフスキ侯爵の」世襲財産農場を要求する請求権を持つか否か

の問題」⁽¹⁴⁾がそれである。著名な法学者 Dr. Heinrich Dernburg (一八二九～一九〇七年)の判断は以下のとおりであった。

2 デルンブルク鑑定

デルンブルク博士が死の前年に書き上げた一九〇六年二月六日付専門的鑑定書⁽¹⁵⁾(Promemoria)において、博士は、ローマ法とドイツ法の双方にわたる該博な知識を縦横に駆使した堂々の論述を展開する。簡単な前書きののち、まずはじめにこれはいう。一七八三年に設立された家族世襲財産について真つ先に規準とされなければならぬ法規範は、一九〇〇年一月一日の『ドイツ民法典』Bürgerliches Gesetzbuch 施行法第一則第二一三条である。「遺言者が民法典の発効の前に死去していた場合には、従来法が相続権上の諸関係にとり引き続いて規準とされる」⁽¹⁶⁾。それ故、一九〇〇年一月一日に至るまでポーゼン州において施行されていた『プロイセン一般ラント法典』が次に参照されなければならない。しかし、この『一般ラント法典』の諸規定もまた、一八世紀末に設立された世襲財産の法関係を規制するものではないのである。ただし、当該の法典は、以下の原則、すなわち、「新しい諸法律は、すでに生起してしまつた行為と事件には適用されえない」⁽¹⁷⁾という、同法典の序文第一四一条に謳われている原則に立脚していたからである。一九〇〇年

の『ドイツ民法典』はおろか一七九四年施行の『プロイセン一般ラント法典』もまた、これに先立つ年代の一七八三年に設定された世襲財産にとって規準となる法規ではない。そうではなく、かつてのポーランド共和国存立時における通用法は「ローマ・普通法」⁽¹⁸⁾das römische und gemeine Recht だったのである。したがって、われわれが規範としなければならない法規は、これである。

問題の焦点は設立定款第三条に絞られるのであるが、ポーランド語原文を翻訳した際の次のような若干の異同、すなわち、「所有・管理そして用益のために国民教育委員会に引き渡されるべし」と別訳の「国民教育委員会の支配・保持そして用益に委ねられるべし」との文言上の違いには、取り立てていふほどの区別はなならないと見てよい。ただし、最後の世襲財産所有者の完全私有相続人(Allodialerbe)が、財産の「空虚な所有権(虚有権)⁽¹⁹⁾nüda proprietās (nacktes Eigentum)だけを保持し、他方、「国民教育委員会」がその「用益権」⁽²⁰⁾Nutzniegungを持つという関係は、世襲財産設定者 August の意図とは到底見なされえないからである。そうではなくてかれは、継承権を持つと指定された男系のすべてが途絶えてしまうときには、完全私有相続人に遺産が受け継がれてしまうのではなく、「国民

教育委員会」にそれが全額寄進されることを間違ひなく欲していたのである。ひとまず、以上のことが確認されなければならぬ。デルンブルクは、このように述べている。

さて、プロイセン国が、スウコフスキ世襲財産の相続権者 (Anwärter) と見なされるか否かという問題の核心については、世襲財産管轄庁たる当のボーゼン州高裁の内部においてすら、意見の対立が見られた。すなわち第一民事部はこれを否定し、第四民事部は逆にこれを認めているのである。では、「世襲財産」親族法にかんする定評のある法学者⁽²¹⁾たるデルンブルク博士の判断は、はたしてどうであったか。かれは、まず最初に、世襲財産の本質論から説き起す。そもそも、今われわれが問題にしている「家族体世襲財産」⁽²²⁾ gemeinschaftliches Fideikommiss とは、ひとえに、ある特定の家族という共同体の繁栄と栄光に役立てられるべき一義的な目的を持つものである。これは一つの「法的状態」⁽²³⁾ Rechtsverhältnis と呼ばれるにふさわしい。そして、この「法的状態」は、ある家族の財産が明文をもって売却不可であると宣せられ、その財産が、当該の家族を維持するために世襲的に相続されることよって生起するものである。『プロイセン一般ラント法典』第二編第四章の第二節第二三条の概念規定は、これと完全に一致している。

「ある一定の土地もしくは資金が、永続的にか数世代にわたるかして、一族のもとにとどまり続けるべしと、だれかある人が指定するとき、これは家族世襲財産と名付けられる」⁽²⁴⁾。世襲財産 (法) の本旨からいって、真⁽²⁵⁾先に優先されるべきは家族 (員) そのものであり、「ボーゼン州学校教育局」がごとき「家外者」⁽²⁵⁾ Familienfremde では決してない。

第二に、それにもかかわらず、スウコフスキ「聖職叙階基金」設立定款第三条が、先に見たとおり、「国民教育委員会」にかんする特段の規定を設けたため、錯雑とした困難な法律問題が投げかけられることになった。ここで真剣に検討されなければならぬ論点は、いわゆる「遺贈」⁽²⁶⁾ Vermächtnis の問題である。デルンブルクは続けていう。これによれば、世襲財産設定者に由来する遺産 (Nachlass) のすべては、財産相続有資格家系の断絶後、「受遺者」⁽²⁷⁾ Honorierter の一人に引き渡されなければならぬ。そして、先の設立定款第三条によれば、「国民教育委員会」が被相続人 August によって、受遺者とする (Honorieren) とされたのである。スウコフスキの「聖職叙階基金」は、有資格家系断絶の場合のために、全「基金」を「公的法人」⁽²⁸⁾ たる「国民教育委員会」に遺贈する (vermachten) ことにしたのであって、国に遺贈したのでは毫もない。「委員会」こ

そが設立定款において出捐を受けた「受遺者」なのである。

第三に、「遺贈の取得」(29) Erwerb der Vermächtnisse にかんしては、ローマ法のいわゆる「権利発生日」(30) dies cædens の知識を持つことが、事柄の帰趨を決するほどに重要である、とデルンブルクはいう。わたしは、この点をめぐる博士の詳論を理解するための一つの前提として、ここであらかじめ Max Kaser 教授による以下の簡潔な叙述を引用しておきたい。「遺贈からの権利の取得は、遺言相続の発生と結びついている。ローマ人は、権利発生日を、取得のための要件が満たされるべき期日と考える。これは、通常は、被相続人の死亡の時点である。もし、遺贈に不確定の期間、あるいは条件が附せられている場合には、この期限の到来あるいは条件の成就がはじめて権利発生日となる……。権利発生日、「の到来」によって、受遺者は、遺贈されたものを自身が取得するための相続可能な権利を取得する(31) (傍点引用者)。デルンブルクが引用するラテン語原典、ユースティニアヌス Justinianus の『学説彙纂』 Digesta 中の dies cedit (期日が到来する) にかんする一節は、このことを明確に次のように規定する。「遺贈または信託遺贈の期日 dies legatorum vel fideicommissorum が到来する時。しかし、もしも残される遺産が条件つきであるならば、……その条

件が満たされなにかぎり、遺贈の期日 dies legati が到来することはない」(傍点引用者)。このように、遺贈または信託遺贈 (Fideikommiss) がある条件に結びつけられている場合には、贈与 (Zuwendung) が、権利継承者 (Rechtsnachfolger) たる受遺者の手に移ることを決する時点は、その条件の実現時なのである。「権利発生日」の到来は、まさにその瞬間である。スウコフスキ侯爵の世襲財産設立定款第三条の解釈に、「この普通の法的諸原理」が「適用」(34) されなければならないことには、なら疑問の余地はない。デルンブルクの詳細な遺贈論の要点は、およそこのようなものである。かれの結論は、要するに、スウコフスキ世襲財産は、設立定款第三条記載の「条件」が成就したあかつきには、dies cædens の到来するところにより、「受遺者」たる「国民教育委員会」の手中に帰すと見るのが妥当である、ということであった。

デルンブルクは続ける。以上から、次の「法的命題」(35) がおのずと導き出される。一七九五年の第三次ポーランド分割の結果、「国民教育委員会」が廃止されたため、「委員会」が前から所有していた財産は、この財産が一七九五年以降配置されることになった国 (プロイセン国) の所有に移ったということは、ともかくも認められてよい。しかし、この点はあくま

でも、廃止された法人が所有していた財産についてのみ当てはまることなのである。これにたいして、今は解散されてしまった法人が、その存続中には、なんら確定的な権利を保持していなかった財産は、こうした所有権の移転とは全く無関係である。いわんや、「権利発生日」が遠い将来になって、あるいは到来することが予想されるだけの遺贈と世襲財産(信託遺贈)については、なおさらのこと、上述の意味での国への所有権帰属など、断じて認められるものではない(傍点筆者)。それ故、スウコフスキ侯爵家の場合、一七八三年の設立定款第三条の問題は、一七九五年に「受遺者」たる「国民教育委員会」がその存在をやめたことによって、当該の「遺贈」が結びつけられていた「条件」が実現する(dies cedit)はるか以前に、すでに一七九五年に、結着をつけられていた、ということにならざるをえないのである。なぜなら、「委員会」の消滅とともに、「遺贈」の「条件」そのものも消えうせたからである。

デルンブルクはこのように述べたのちに、かれ独自の提言を開陳して全体を締め括っている。博士の提言を聞く前に、第一次大戦前期の問題状況をも視野に収めたいうえで、わたしは、今までの分析を以下の三点にまとめておきたいと思う。プロイセン国は、ポーランド「国民教育委員会」の権利承継者とは見な

され難い。したがって、国には、スウコフスキ世襲財産を要求してよい法的に正当な請求権はない。これが第一。設立定款第三条の条件は、第一次大戦前の時期にその実現を見た。ただし、世襲財産継承権を持つ現存する唯一の家系の長たる現所有者 Anton の二人の男子は、一九〇七年頃にはすでに他界していたことが、ある史料に記載されており、またアントーン侯自身、一九〇八年七月より一年以内に死去してしまったことが、別の史料から知られるからである。一九〇九年七月の時点で生存を確認することができたのは、アントーン(36)の妻 Johanna だけである。これが第二。そして第三に、当該の世襲財産は、現在の所有者が死去した時には、完全私有財産(Allod)となり、完全私有相続人の手に帰着するのが至当である——デルンブルクの詳説からおのおのずと帰結される最終的結論はこれであった。

最後に、目下の国際情勢(Staatsverhältnisse)を勘案したうえで同博士が勧める実際の解決策は、こうである。なるほど、「国民教育委員会」の廃止後に、世襲財産設立者の遺志が実現されうる法形式を規定することは難しかろう。しかし、それは、世襲財産の完全私有相続人とプロイセン国との和解を通じて、なんとか達成可能であるように思われる。すなわち、当該の所領から生じる収入の一部が、プロイセン国と完全私有相続

人との協力のもとで、世俗身分のポーランド人貴族青少年層の育成のために、貴族子弟の教育を行なうポーランドの一学校に献呈されるという打開策が模索されてしかるべきなのである。

現在、残念ながら、プロイセン国と有産貴族身分のポーランド人との間には、根強い不信感がわだかまっている。両者にとって不幸なことに、こうした悪感情の状態から最大の利益を引き出すのは、ただたんに、「無政府主義的革命諸政党」⁽³⁸⁾にすぎないのである。それ故、ここでその輪郭のみを描いた意味での和解が実現するあかつきには、それは、「より良い未来の黎明」⁽³⁹⁾となることであろう。古今の法体系に通暁したデルンブルク博士は、このように述べて筆を擱いている。それは、法学の老大家らしく、あくまですぎの法理の構築を心がけながら、同時に、ポーランド人の立場にも充分な理解を示した説得力に富むものであった。

3 事態の推移

次に、一九〇九年七月二日付皇帝宛文部省局長文書に依拠しながら、一九一二年八月五日の皇帝勅令へと至る事態の推移を跡づけておきたい。プロイセン文部省を頂点とする教育行政の管理当局は、「ポーゼン州学校教育局」をポーランド「教育委員会」の権利継承者と見なすとともに、世襲財産継承の「第二

次権」は失効してすでに久しい、と主張し続けてきた。このあとの方の見解に反対して一九〇一年に提訴したが、ロシア出身の Thomas・Wladislaus によって August Stanislaus のいずれも Potocki 家の三伯爵である。この訴えは、「三級審のすべてにおいて、最後的には一九〇四年七月一日のドイツ帝国最高裁判所によってことごとく棄却された。しかし、設立者の子孫の死滅後、当該の世襲財産が「自由な完全私有財産」⁽⁴¹⁾になるかどうか、そして、プロイセン国が本当にポーランド「教育委員会」の権利継承者と見なされるのか否かという永年にわたる二つの懸案は、ともに、かの訴訟によっては解決されなかった。デルンブルクの鑑定書（一九〇六年）が出たのはこのあとのことだった。既述のとおり、これによれば、プロイセン国庫の請求権は、論外と断言できるほどに全く疑わしい、とされたのであった。

アントーン・スウコフスキの完全私有相続人数人が、当局の圧力に従う形で、文部省局長にたいして和解の申し出を行なったのは、続く一九〇七年の出来事である。その顔ぶれは、(1)オーストリアの一等枢密顧問官・オーストリア上院議員兼皇帝 (Franz Josef 一世) 侍従長 (Kämmerer) Anton Wodzicki auf Koscielce 伯爵、(2)ワルシャワ出身の Heinrich Potocki 伯

爵、そして、(3) Josefa Sulkowski 侯爵夫人、であった。文部省局長は、大蔵大臣との意見の一致を見たうえで、この件の和解による解決に賛成する。さらに、ドイツ帝国宰相ビュローは、Wodzicki 伯爵のオーストリア皇室における立場を配慮して、この案件の平和的処理をとくに重要視した。比較的長期にわたる交渉のち、アントーン・スウコフスキ侯爵自身を含む関係当事者間の合意が一九〇八年七月一日に成立する。その内容は以下の三点に要約される。第一に、スウコフスキ家の世襲財産は、現所有者アントーンの死後、プロイセン国家の所有となり、その自由で無制限な処理に任される。第二に、これにたいして国は侯爵に約四〇万マルクの貨幣を手渡すとともに、Reisen 城内の家財・蔵書・古文書類と若干の積立金を、完全私有財産の構成要素として認める。第三に、国は、Wodzicki-Potocki 両伯爵に、国に帰属した世襲財産価額の半額を支払うものとする。以上であった。この合意は、家族決議として取りまとめられ、一九〇八年九月二日、所轄のポーゼン高裁に通達されたのである(傍点筆者)。

4 国の最終決定

一九一二年七月三十一日、農林・大蔵両大臣は、スウコフスキ世襲財産の件にかんする上奏書⁽⁴²⁾をプロイセン国王に送った。国

の対応策が最終的に決定したのである。ここでは本節の結びとして、さきの一九〇九年七月二日付文部省文書をうけて検討・執筆されたこの上奏書の要点を紹介しておきたい。それは以下の四点に要約される。第一に、一九〇八年九月二日の家族決議は、つとに、ポーゼン高裁によって承認され、当該の所領の管理も、公的財務行政機関(ポーゼン州庁の「直接税・御料地・森林担当部局」⁽⁴³⁾)の手に渡っている。第二に、目下の状況は、プロイセン国庫にとってきわめて好都合である。家族決議の正式の承認に反対して異議申し立てを行なった August Potocki 伯爵の訴えは、すでに棄却されているし、一方、継承権者として立ち現れたスウコフスキ家ゆかりの一連の人々が実行した異議申し立てもまた、一九一二年七月一日のドイツ帝国最高裁判所判決によりことごとく斥けられたからである。スウコフスキ世襲財産は、これによって最終的にプロイセン国庫に帰属することが決した。第三に、諸掛かりを控除した世襲財産の価額は、七、九二八、〇〇〇マルクと確定した。したがって、完全私有相続人には、その半額の三、九六四、〇〇〇マルクが示談金(Abfindungssumme)として支払われなければならない。そして最後に、植民事業推進のために、Reisen-Gärten 所領をポーゼン州の「植民委員会」に引き渡すことが、両大臣によつ

て提案されたのである。そのための条件は、上述の示談金と訴訟費用等の諸経費に加えて、プロイセン国庫に払い込まれるべき三百万マルクの現金を、同「植民委員会」の法定積立金から支払うべし、というものであった(傍点筆者)。

これを全面的に認めるプロイセン国王の勅令が農林・大蔵面大臣宛に下ったのは、上奏書送付の五日後、一九二二年八月五日のことであった。このようにして、ポーランド人マグナートの世襲財産は消失した。それは、分割され、ドイツ人の「内地植民」用に振り向けられ、結局、オストマルケン・ポーゼン州におけるドイツ人植民の維持・強化のために捧げられたのである。ポーランド人の土地はドイツ人のそれに転化した。

注

- (1) DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 2. 1, Nr. 31162, Bl. 186.
 (2) DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 5. 1, Nr. 6469, Bl. 32-37.
 (3) 同郡は一八八七年に Fraustadt 郡から分離して一郡を成した。Vgl. *Verwaltungsgeschichte*, Bd. 2, Teil I, Provinz (Großherzogtum) Posen, S. 42.
 (4) DZA Merseburg, a. a. O., Bl. 37.
 (5) Vgl. Leo Wegener, *Der wirtschaftliche Kampf*

der Deutschen mit den Polen um die Provinz Posen, Posen 1903, S. 306 Tabelle XIX.

- (6) DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 2. 1, Nr. 31162, Bl. 124, *et passim*. 史料は事実叙述と題するもの(EBENDA, Bl. 124-130.)
 (7) *Ebenda*, Bl. 124.

- (8) *Ebenda*, Bl. 125.
 (9) *Ebenda*, Bl. 125f.

- (10) スナフマン・キエニョーヴィチ編、加藤一夫・水島孝生訳『ポーランド史』1、恒文社、一九八六年、三三八ページ。
 (11) Vgl. *Verwaltungsgeschichte*, a. a. O., S. 1.

- (12) DZA Merseburg, a. a. O., Bl. 126, *et passim*.
 (13) *Ebenda*, Bl. 180.
 (14) *Ebenda*, Bl. 168. Promemoria へ題する。
 (15) *Ebenda*, Bl. 170-175.
 (16) *Ebenda*, Bl. 171.
 (17) *Ebenda*, Bl. 171; ALR, S. 51.
 (18) DZA Merseburg, a. a. O., Bl. 171.
 (19) *Ebenda*, Bl. 172.
 (20) *Ebenda*, Bl. 181.
 (21) *Ebenda*, Bl. 172.
 (22) ALR, S. 411.
 (23) DZA Merseburg, a. a. O., Bl. 173.

- (26) Ebenda, Bl. 173 f.
- (27) (28) (29) (30) Ebenda, Bl. 173.
- (31) マックス・カーザー、柴田光蔵訳『ローマ私法概説』
創文社、一九七九年、五九六―五九七ページ。
- (32) DZA Merseburg, a. a. O., Bl. 173 f.
- (33) (34) (35) Ebenda, Bl. 174.
- (36) Vgl. ebenda, Bl. 168.
- (37) 注(40)に示す史料。
- (38) (39) Ebenda, Bl. 175.
- (40) Ebenda, Bl. 179-183.
- (41) Ebenda, Bl. 180.
- (42) Ebenda, Bl. 184 f.
- (43) Ebenda, Bl. 183.

五 結論——一つの試論として——

土地面積五〇〇ヘクタール強しかないシュヴァイニヒェン家の世襲財産 Hilarhof=Bachorzew は、マックス・ヴェーバー(Max Weber)が、一九〇三年の『家族世襲財産法草案⁽¹⁾』を系統的に批判した大作『プロイセン世襲財産問題の農業統計Ⅱ社会政策的考察⁽²⁾』(一九〇四年)において分析したいわゆる「小世襲財産」⁽³⁾ kleines Fideikommiss の部類に属する。かれによれば、それは「スウコンスキ侯爵家の Reisen=Görchen 所領が

まさにそうであるようなもう一方の「大世襲財産」⁽⁴⁾ großes Fideikommiss とは、ある重要な性格的相異の点で鮮やかな対照を成すものだった。かつて、わたしはこの問題を一つの小稿⁽⁵⁾で論じた。そこで得られた結論的論点の骨子の一部を示せばこうである。すなわち、ヴェーバーは、一方では、資本にとしての能動的基盤たる、ブルジョア的な意味での合理的賃労働の前提を全般化するとともに、もはや資本蓄積にとしての障害Ⅱ阻害要因たりえないかぎりでの——「大世襲財産」に代表されるような——合理的大土地所有を安定的に構築し、同時に他方においては、景気変動にたいする弾力性と順応性を欠き、また、資本投下の制限となるほかなく、加えて、金利に寄生するレントナーの培養基以外のなにものでもない、所有と経営が合体した「小世襲財産」に顕著に妥当する土地所有の不合理の要素を徹底的に整理することにより、ドイツⅡプロイセンの土地所有階層全般のブルジョアの合理化をすみやかに達成しようとする政策的立場を一貫させたのであった。この点とかかわって、土地売却代金の信託投資もしくは、土地所有のみへの投資を定めたシュヴァイニヒェン家の世襲財産設立定款の一規定は、同家が所有する夥しい有価証券類とともに、地主兼金利生活者としての「小世襲財産」所有者の社会経済的正体を窺わせて余りある、

第8表 世襲財産の成立
(プロイセン国全体)

1900年まで	1,083
1901~05	59
1906~10	102
1911~12	33
合計	1,277

(出典) DZA Merseburg, Hist. Abt. II, 2. 2. 1, Nr. 30788, S. 30 f. より作成。

という意味において興味深い。「小世襲財産」の典型例たるシュヴァイニヒェン家の所領は、いま一度ヴェーバーの口吻を借りるならば、いわば「不勞所得」⁽⁶⁾ Pfünde世襲財産にはかならなかつたのである。

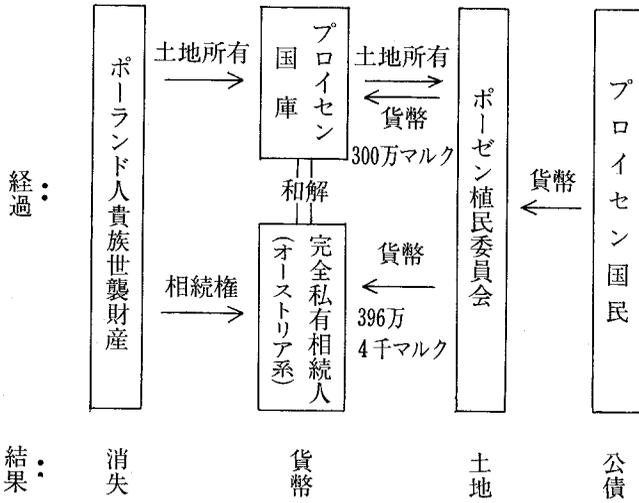
ヴェーバーが批判の組上に上せたプロイセン世襲財産政策の推移について、いまだし付言しておこう。政府は、一九〇三年の草案が廃案に追い込まれると、その十年後の一九一三年末には、『家族世襲財産と家族基金にかんする法律草案』⁽⁷⁾を用意する。この法案はその後、若干の改訂を施されてから、一九一七年一月二二日、『家族世襲財産、世襲農場および家族基金にかんする法律草案』⁽⁸⁾としてプロイセン下院に提出される。マック・ヴェーバーが、同年三月一日の「フランクフルト新聞」に

掲載された「戦時利得の貴族化」⁽⁹⁾と題する、小論ながら示唆に富む時事的論説において再度批判の対象とした法案は、これであった。このような事態の進展が意味するところは、要するに、一九〇

四年時点でのヴェーバーの根本的批判にもかかわらず、第一次大戦へと至る時期において「小世襲財産」形成の動きが続いたということである(第八表参照)。シュヴァイニヒェン家の個別事例は、こうした全体的動向の一環であった。

ここで二つの論点を確認しておきたい。第一に、「近代成金世襲財産」⁽¹⁰⁾としての「小世襲財産」の創設は、大戦中にむしろ加速化される。「巨額の戦時利得によって助長された全く自由で際限のない家族世襲財産形成」⁽¹¹⁾が、それである。貨幣の「土地所有と世襲財産形成へのメタモルフォーゼ」⁽¹²⁾(M・ヴェーバー)という一語に見事に集約されるドイツ資本主義・帝國主義の土地所有利害への傾斜とその根強さが、まずもって、指摘されてしかるべきである。第二に、オストマルケンの中核たるポーゼン州にあって、「小世襲財産」の設立には、独特の役割が割り振られていた。そのための根拠とされたドイチェトゥームの維持・強化と表裏一体の関係に立つ「コラの党類」⁽¹³⁾ die Rotte Korahの一つとしてのポーランド人的要素の締め出しという、ドイツ資本主義・帝國主義の東方政策における民族的・国防的観点の優越が認められなければならない。世襲財産は、ドイツ資本主義の本質的特質を否定すべくもなく色づけるこの二つの事柄のいずれにおいても、すぐれて有力な社会経済的拠

第1図 所領処理と世襲財産の消滅



点としての役割を果す重要な歴史的意義を担ったのであった。われわれの世襲財産論は、ポーランド人貴族の世襲財産をも視野に収めることによって、いっそうの膨らみと拡がりが増し加える。第一図を見よう。ここには、四節で分析した史実が図示的に要約されている。スウコフスキ侯爵家の所領は、本来、世襲財産(Fideikommissvermögen)の相続権を有する家系の断絶に伴い、世襲財産であることをやめるだけで、完全私有財産(Allodialvermögen)として一門のだれかに引き継がれてしかるべき土地所有であった。デルンブルク博士の緻密で良心的な法律論が、それを証明している。だが、プロイセン政府が執行した措置は、これとは違う全くの別物であった。すなわち、政府は、一方において、プロイセン国庫の所有権を強弁して、世襲財産としての法的属性を失効させ、同時に他方では、遺産の完全私有相続人に示談金を支払い、これとの和解を図って、起こりうべき困難な裁判沙汰をあらかじめ回避することにより、結果的に見てすぐれて平和裡に、七、五〇〇ヘクタールを突破するきわめて広大な土地をポーゼン「植民委員会」の所有に帰着させた。ポーランド人貴族の世襲財産は跡形もなく消え去り、それは、植民者たるドイツ人農民の手に渡ることになった。そして、世襲財産価額はほぼ二分分され、プロイセン国庫と完全

私有相続人の有力者がそれを折半したのである。

しかも、その手法たるや、目を瞞らせるほどの鮮やかさだった。事態の経済的側面に即するかぎりであれば、それは、プロイセン政府にとつてはまさしく、一挙兩得の所領処理法だったのである。なぜなら、ポーランド人世襲地のドイツ人入植地への転化を帰結したこの処置は、プロイセン国庫の側に立つてこれを見ると、ポーランド人貴族から無償で土地所有を奪取するとともに、片やでは、「植民委員会」からこれと引き換えに巨額の貨幣を入手するという巧妙なやり方であったからである。さらにその際、公債発行による資金調達がこうしたドイツ人入植地取得措置の一財源とされていた点が、看過されてはならない。「土地収用法」第三条の重要規定が想起されよう。

次は、法的側面である。政府は、まず第一に、スウコフスキ設立定款第三条における「家族基金からポーランド国民教育委員会へ」という規定の目的を、「同委員会からポーゼン州学校教育局を経てプロイセン国庫へ」との解釈により百八十度変え、もって、いわば世襲財産の「顛落財産」⁽¹⁴⁾ caduam への強権的転化を断行し、次に返す刀で、「国と完全私有相続人による協力のもとで行なわれる所領収入のポーランド人学校への一部寄進」を勧告するデルンブルクの和解提案を、「国と有力相

続人との和解を介した所領全体のドイツ植民委員会への譲渡」という内容に換骨奪胎した。その上、一九〇四年と一九一二年の二度にわたり下されたドイツ帝国最高裁判所による、当該の件にかんする訴えの棄却が明示しているのは、徹頭徹尾国側に立つ法解釈に専念した帝政ドイツの裁判所に見られた反動的姿勢そのものである。本件は、「第二帝制の憲法学の主流」⁽¹⁵⁾たるラーバント (Paul Laband) 国法学の現実への適用例の典型であった、ということができよう。

最後に、「土地収用法」(一九〇八年)の成立を頂点とする「土地闘争」の全過程が、当該の世襲財産消滅事件の社会経済的政策的背景を形作るものであったことは明らかである。スウコフスキ家の世襲財産の消滅が決まった一九一二年といえ、土地収用政策が実地に移され、約一、七〇〇〜一、九〇〇ヘクタールほどの強制収用四件が敢行された年であった。ドイツ「植民委員会」が入手しえた土地としては、問題の所領約七、五〇〇ヘクタールがこれに付け加えられなければならない。プロイセン政府が行なったこのポーランド人貴族所有所領の没収措置は、たとえどのように合法的体裁を取り繕うものだったとしても、その実、世襲財産継承家系断絶の又とない好機をぬかりなく捉えた、いわば土地収用法に拠らない事実上の収

用にほかならなかつたのであり、それは、同じ一九一二年の強制収用とともに、一九世紀の八〇年代以降すでに数十年の永きにわたって闘われてきたあの深刻烈な「土地闘争」の最後の一頁に書き加えられなければならぬ重要事であつた、ということが出来る。さらに、こうした土地政策遂行上の解決策が、宰相ビュローの Wodizki 伯爵への気配りにあからさまに示されているとおり、友国オーストリアとの国際関係を優先的に配慮した政治臭の強い一面を併せ持つものだったことも、忘れられてはならない。

以上総じて、ほぼ同じ時期に成立と消滅という正反対の終局を迎えることになつたシュヴァイニヒェン家とスウコフスキ家の二つの世襲財産にたいして執つたプロイセンドイツ政府の方策は、いずれも、「プロイセンの最良の雛」たるオストマルケンの中核、ポーゼン州の「土地のゲルマン化」を断固として推し進めようとしたという一点において、帝政ドイツの土地政策として首尾一貫した共通性を持つものであつた。その一方で、ポーランド人マグナートにたいする仮借ない所領処理法は、われわれがすでに前稿¹⁶⁾で分析した、フランス人貴族がドイツ東部の地に持つ世襲財産の清算 (Liquidation) とまろしく一対を成す処置でもあつた。清算と事実上の収用という形式上の

違いこそあれ、両者はともに、プロイセンドイツ政府が強行した土地収用政策の重要な一翼を担うその具体的実例以外のなものでもなかつたのである。こうして、第一次大戦(前期)にあつて、フランス人貴族の世襲財産も、ポーランド人貴族のそれも、二つながらに、ドイツ(東部)の地からその姿を消したのであつた。

注

- (1) DZA Mersburg, Hist. Abt. II, 2. 2. 1, Nr. 30787, Vorläufiger Gesetzentwurf über Familieneidekommissionen (1903-1904), 全文収録されてゐる。
- (2) Max Weber, Agrarstatistische und sozialpolitische Betrachtungen zur Fideikommissfrage in Preußen, in: ders., *Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik*, Tübingen 1924, S. 323-393. 以下、引用は Fideikommissfrage の略記による。
- (3) *Ebenda*, S. 371 ff.
- (4) *Ebenda*, S. 374 ff.
- (5) 拙稿「一九世紀末ドイツにおける『本源的蓄積』と土地所有」(1)(2)——マックス・ウェーバー『世襲財産』論の内容とその意義——『経済論叢』(京都大学)第一二五巻、第一・二号、第三号、一九八〇年、所収。
- (6) M. Weber, Deutschlands äußere und Preußens in-

- nerer Politik in: ders., *Gesammelte Politische Schriften*, 4. Aufl., Tübingen 1980, S. 184.
- (7) Der Entwurf des preussischen Gesetzes über Familienfideikommiss und Familienstiftungen vom 22. Dezember 1913, vom Literarischen Bureau, 1914, S. 1-48.
- (8) Franz Horsten, *Die Familien-Fideikommiss-Politik in Preußen*, Gießen 1924, S. 90.
- (9) M. Weber, *a. a. O.*, S. 183-191.
- (10) Ders., *Fideikommissfrage*, S. 389.
- (11) F. Horsten, *a. a. O.*, S. 92.
- (12) M. Weber, *a. a. O.*, S. 367 Anm. 1).
- (13) H.-U. Wehler, *Kaisertreich*, S. 98, 前掲訳『*ドイツの帝国*』一四八ページ。
- (14) マックス・カーザー、柴田光蔵訳、前掲書、四五九、五三六、五九七ページ。
- (15) 木谷勤『ドイツ第二帝制史研究』青木書店、一九七七年、一九六ページ。
- (16) 拙稿「第一次世界大戦期ドイツにおける世襲財産の清算——アルタレス伯爵家のグルムボヴィツ所領——」『社会経済史学』第五一卷、第四号、一九八五年、所収。

〔付記〕 脱稿（一九八七年九月）後、岡山大学教授松尾展成氏より、*Provinzialschulkollegium zu Posen* について、懇切な御教示を頂いた。ここに記して、厚く御礼申し上げます。

Fusao KATO, *Landenteignung und Fideikommiß: Eine Studie zur antipolnischen Landpolitik im Deutschen Kaiserreich*

Der geographische Bereich der preußischen Provinz Posen ist fast identisch mit dem des sogenannten Großpolen in der modernen polnischen Geschichte. Diese Provinz gehört zu den historischen Gebieten, die "die klassischen Schauplätze deutsch-slawischer Auseinandersetzungen" (R. Jaworski) gebildet haben. Selbstverständlich gilt das für die Verwandlungsperiode hin zum Imperialismus des europäischen Kapitalismus, die im großen und ganzen mit dem Zeitraum vom Ende des 19. Jahrhunderts bis zum ersten Weltkrieg zusammenfällt. Außerdem bin ich fest davon überzeugt, daß die "Fideikommißfrage" als unser gegenwärtiges Thema eine wichtige Rolle bei dem germanisch-slawischen Nationalitätenkampf in der zuständigen Gegend gespielt hat. Durch ein deutsches Fideikommiß und ein anderes polnisches, die gleichzeitig in der Provinz Posen bestanden, wurde der wirklich sehr starke Kontrast im wechsellollen Schicksal beider Fideikommisse hervorgehoben. Das Fideikommiß ist eines der wesentlichen Momente, die auf "das komplizierte und schmerzhafteste Problem der preußisch-polnischen Nachbarschaft" (K. ZERNACK) einen dunklen und nicht kurzen Schatten geworfen haben.

Mit dieser Abhandlung möchte ich die historische Bedeutung der problematischen Lage, die man sozusagen als "deutsch-polnische Beziehungsgeschichte und Fideikommißfrage" bezeichnen könnte, und die ein wichtiges Moment der europäischen Grundeigentumsprobleme während des ersten Weltkriegs darstellte, systematisch erforschen. Dazu soll der Entwicklungsprozeß der Landpolitik als eine Achse "negativer Polenpolitik" (K. ZERNACK) im wilhelminischen Kaiserreich, insbesondere die gewaltsame Durchführung der Enteignungspolitik von 1907/12, geschichtlich analysiert und die Einzelfälle der Fideikommisse aufgrund der zahlreichen Archivalien, die das "Deutsche Zentralarchiv, Dienststelle Merseburg" besitzt, positiv untersucht werden.

Dazu wäre folgendes in Betracht zu ziehen: (1) wenn man den sozialökonomisch-politischen Hintergrund der hiesigen Fideikommißfrage erklären will, so müßte zunächst danach gefragt werden, wie man sich über die Umstände um das Zustandekommen des Enteignungsgesetzes, das besagte, daß polnische Grundstücke der Ostmarken auf dem Wege der Enteignung zu erwerben seien, als erste notwendige Vorbereitungsarbeit am besten einen Überblick verschaffen

kann. (2) Unsere zweite Aufgabe besteht dann darin, eine realistische Darstellung von dem Verlauf zu geben, den ein deutsches Fideikommiß bis zur Erlangung der landesherrlichen Genehmigung im Jahre 1916 genommen hat.

(3) Überdies müssen wir mit allem Nachdruck feststellen, daß vor Ausbruch des Weltkriegs, im Jahre 1912, die sehr große Fideikommiß-Herrschaft eines polnischen Magnaten von der preußischen Regierung tatsächlich eingezogen und, weil im Besitz des preußischen Fiskus, schließlich an die deutsch-preußische Ansiedlungskommission abgetreten wurde. Mit einigem Recht kann man wohl sagen, daß diese Angelegenheit *de facto* eine tragische Landenteignung war.

(4) Zum Schluß möchte ich meine eigentlichen Untersuchungen darlegen, um die Gesamtheit des uns beschäftigenden Problems zusammenzufassen.